

赤穂市選挙管理委員会告示第34号

令和7年4月7日付けで提起された令和7年4月6日執行の赤穂市議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する決定をしたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第215条の規定により決定書の要旨を告示する。

令和7年6月30日

赤穂市選挙管理委員会委員長 鹿 島 博 司

決 定 書（要旨）

異議申出人 赤穂市
菅原 真樹

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年4月7日付けで提起された令和7年4月6日執行の赤穂市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、赤穂市選挙管理委員会（以下「本委員会」という。）は、審理の結果、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

1 本件異議申出の趣旨

本件選挙における当選人山谷真慶（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求める。

2 本件異議申出の理由

本件選挙における被選挙権（住所要件）は、赤穂市内に引き続き3箇月以上住所を有する必要があるが、当選人の生活の本拠は赤穂市に存在せず、住所要件に疑義がある。

決定の理由

本委員会は、本件異議申出が、形式的要件を備えているので、適法な異議申出として受理した。審理に当たっては、当選人に対して、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項の規定に基づき本件異議申出への参加を求め、意見書及び証拠書類等の提出を求めるとともに、申出人及び当選人が提出した証拠並びに申出人及び当選人の口頭意見陳述の結果に基づき、慎重に行った。

1 本委員会の判断

公選法第9条第2項は「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」と規定しており、本委員会は、本件選挙の被選挙権の要件のうち、当選人が本件選挙の期日までの間、引き続き3箇月（令和7年1月6日から令和7年4月6日まで。以下「本件期間」という。）以上、赤穂市において現に起臥しているか否かについて、光熱水等の使用状況、日々の生活状況、関係者の証言及び提出資料をもとに、総合的に判断する。

当選人は、平成10年から赤穂市の現在住民票に登録されている住所（以下「現住所地」という。）に居住していたが、令和6年8月に市外へ一旦転出した後同年11月18日に現住所地に転入している。マイナンバーカード等の住所変更手続も同日に行っており、当選人が生活の本拠たる実態をその頃移転したものと認められる。

当選人の現住所地での水道、電気の使用状況は、使用量や料金の支払状況から本件期間以前から契約が継続し、生活の本拠が現住所地にあると認められるものであった。

また、本件期間中の郵便物や、赤穂市内のスーパー、飲食店等の領収書から現住所地で日常生活を営んでいたと認められる。

これらの事実に対し、申出人の主張については、これを覆すに足るものとはいえない。

2 結論

以上のことから、本件選挙における当選人の当選を無効とする決定を求める申出人の主張には理由が認められず、公選法第216条第1項が準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和7年6月27日

赤穂市選挙管理委員会委員長 鹿 島 博 司

教 示

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で兵庫県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。